仕様書

1 委託件名

令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業 いきいきわくわくスポーツ教室事業委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和6年11月29日(金)まで

3 事業開催日

令和6年10月13日(日) 午前10時(午前9時30分開場)から午後4時まで

4 開催場所

武蔵村山市総合体育館第一体育室(武蔵村山市岸三丁目45番地の6)

5 委託業務の目的

本事業は、「2014武蔵村山市スポーツ都市宣言」の10周年を記念して、新しいスポーツジャンルである AR スポーツの体験会を実施し「スポーツ都市武蔵村山」としてすべての市民の健康増進、体力向上等スポーツの推進を図ることを目的とする。

6 業務内容

「ARスポーツ体験会」の企画・運営

本事業は、最先端テクロノジー×スポーツが融合したテクノスポーツ体験会を 実施するものである。

なお、実施する AR スポーツについては、従来のスポーツ用具を使用せず、AR 技術を使いながら全身を動かすことが可能で、子供から高齢者まで、幅広い年代 が個人の身体能力に左右されることなく、簡単なルールにより楽しめる対戦型の 種目とする。

業務内容については、次に掲げる事業の実施に必要な一切の業務とする。

- (1) 「AR スポーツ体験会」の実施に関する企画(種目及び当日、体験参加が可能な人数見込みを含む。)
- (2) イベント当日の進行・運営(必要となる人員の確保を含む。)
- (3) イベント会場の設営・撤去
- (4) AR スポーツの実施に必要となる電子機器等資機材一式の調達
- (5) アンケート調査の実施及び事業報告書の作成

7 留意事項

- (1) イベントの参加人員については、200人程度(予定)とする。ただし、 企画提案の内容によっては、この限りではない。
- (2) マイク、マイクスタンド、イス、テーブル等については委託者が用意するが、観客等が観覧に必要とするモニター等の機材一式は受託者が用意するものとする。
- (3) 参加者の募集等については、委託者が行うものとする。
- (4) 受託者は、イベント全般の運営を実施すること。契約からイベント当日まで、各種調整を行い、事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう進捗管理を行うこと。また、準備から当日運営までの業務マニュアルや進行台本を作成し、都度委託者と共有すること。

ア 技術者等による即時対応すること。

イ 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を用意すること。

- (6) 使用するシステム及び機器の操作方法等について委託者と参加者に明確に 説明を行うこと。なお、説明に資料を使用する場合は受託者が用意すること。
- (7) 成果物 (チラシ・写真・イラスト・デザイン・事業報告書等) の著作権に ついては、委託者に帰属するものとし、委託者が二次利用する権利を有する ものとする。
- (8) AR スポーツ (ゲーム) 大会・体験会の実施に伴うゲームの利用等について、 メーカー等の利用規約・権利関係など事前に確認した上で、必要な手続きを 行うこと。
- (9) この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (10) 受託者は、本委託仕様書の内容に違反し、市に損害等を発生させた場合は、 その損害等を賠償しなければならない。
- (11) 災害等その他事情により実施困難となった場合は本事業中止とする。中止となった場合の費用については両者協議の上、決定する。
- (12) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

アディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(13) 本仕様書に定めのない事項については別途、当市と受託者が誠意をもって協議し、決定することとする。

8 問合せ先

住 所:〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課

スポーツ振興係 木村 山本

TEL:042-565-1111 内線654・655

FAX: 042-566-2619